

会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案の作成に向けた個別論点の更なる検討

（前注） 「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」（以下「試案」という。）において定義されている用語は、特段の言及がない限り、本部会資料においても、同一の意義で用いている。

第1 株主総会資料の電子提供制度

1 振替株式の株主による書面交付請求

振替株式の株主による書面交付請求の仕組みを、概要として、次のいずれかの案のようなものとするについて、どのように考えるか。

【A案】 銘柄ごとに書面交付請求をすることを認める案

加入者は、次に掲げる振替株式の発行者に対する書面交付請求を、その直近上位機関を経由してすることができる。この場合において、会社法第130条第1項の規定にかかわらず、書面交付請求をする権利は、当該発行者に対抗することができる。

ア 当該加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされた振替株式（当該加入者が振替法第151条第2項第1号の申出をしたものを除く。）

イ 当該加入者が他の加入者の口座における特別株主である場合には、当該口座の保有欄に記載又は記録がされた振替株式のうち当該特別株主についてのもの

ウ 当該加入者が他の加入者の口座の質権欄に株主として記載又は記録された者である場合には、当該質権欄に記載又は記録がされた振替株式のうち当該株主についてのもの

エ 当該加入者が振替法第155条第3項の申請をした振替株式の株主である場合には、同条第1項に規定する買取口座に記載又は記録がされた振替株式のうち当該株主についてのもの

株主が書面交付請求をした場合において、書面交付請求をした日又は の確答を発した日のいずれか遅い日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が終結したときは、株式会社は、当該株主に対し、1か月以上の期間を定めて、その期間内に当該書面交付請求を撤回するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。

の場合において、当該株主がその期間内に確答を発しないとき

は、当該書面交付請求を撤回したものとみなす。

(注) 及び は振替株式の株主以外の株主による書面交付請求についても適用があるものとするのが考えられる。

【B案】 銘柄ごとに書面交付請求をすることを認めない案

加入者は、振替機関に対し、A案 に掲げる振替株式の発行者が電子提供措置事項を記載した書面を当該加入者に交付することを求める旨の申出をすることができる。

加入者は、 の申出をするには、その直近上位機関を経由してしなければならない。

発行者は 株主総会を招集しようとするときは 振替機関に対し、当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日(以下単に「基準日」という。)までに の申出をした株主を通知することを請求することができる。

振替機関は、前項の請求を受けた場合には、発行者に対して、の株主につき、氏名又は名称その他主務省令で定める事項を速やかに通知しなければならない。

による通知があった場合には、 により通知された株主は、基準日までに書面交付請求をした株主であるとみなす。

振替株式については 試案第1部第1の4(2) の本文は適用しない。

[参考 試案第1部第1の4(2)]

(2) 書面交付請求

1 による定款の定めがある株式会社の株主は、当該株式会社に対し、電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求することができるものとする。

(注1) 振替株式の株主が書面交付請求をするには、振替機関等を経由してしなければならないものとする。

(注2) 株主が書面交付請求をすることができない旨を定款で定めることができるものとするかどうかについては、なお検討する。

取締役は、会社法第299条第2項各号に規定する場合には、株主総会の日から2週間前までに、 による請求(以下「書面交付請求」という。)をした株主(当該株式会社が当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための同法第124条第1項に規定する基準日を定めたときは、当該基準日までに書面交付請求をした株主に限る。)に対し、 の書面を交付しなければならないものとする。

(注) の書面の交付については、会社法第126条第1項から第4項までを準用するものとする。

(補足説明)

振替株式の株主が振替機関等を経由して書面交付請求をする具体的な仕組みとしては、株主が銘柄ごとに書面交付請求をすることを認める案と、これを認めず、株主は保有する全ての銘柄についてのみ書面交付請求をすることができるものとする案とが考えられる。

1 A案について

(1) について

A案は、株主が銘柄ごとに書面交付請求をすることを認める案であり、配当金参考案(参考資料|28| 2頁以下)を基にした案である。なお、A案において、書面交付請求をする権利は、少数株主権等(振替法第147条第4項)には該当しないことを前提としている(会社法制(企業統治等関係)部会資料|2| 第2の(補足説明)5参照)。

A案においては、過去の総株主通知により名簿株主となっている株主については、株主名簿管理人に対して直接書面交付請求をすることも、振替口座を開設した口座管理機関を経由して書面交付請求をすることもできることとなる(A案の 前段)。そして、名簿株主となっている株主が株主名簿管理人に対して直接書面交付請求をする場合には、個別株主通知(振替法第154条第3項)は不要である。他方で、名簿株主でなく、振替口座簿上の株主であるにすぎない者については、株主名簿管理人に対して直接書面交付請求をする場合には、自らが株主であることを対抗することができず(会社法第130条第1項)、振替口座を開設した口座管理機関を経由してする場合に限り、自らが株主であることを対抗することができるものとしている(A案の 後段)。そのため、振替口座簿上の株主であるにすぎない者は、振替口座を開設した口座管理機関を経由すれば、書面交付請求をすることができることとなる。

A案において、株主名簿管理人が振替機関等を経由せずに書面交付請求を受け付ける場合における株主の本人確認の方法については検討する必要がある。具体的には、例えば、株主甲と名乗る者が書面交付請求をした場面においては、()甲が真実株主であるかどうかの確認と、()甲と名乗る者が真実甲であるかどうかの確認について区別して検討する必要があるが、()の確認については、甲が名簿株主であることを確認すれば足りると考えられ、また、()の確認についても、電子提供措置事項を記載した書面の交付を受けるにすぎないという書面交付請求の行使の効果に鑑みると、成りすましにより本人が受ける不利益の程度は必ずしも高くないと考えられることから、一般論としては、その確認の方法を過度に厳格に考える必要はないと考えられる。

A案は、振替口座を開設した口座管理機関において、株主が希望する場合に保有する銘柄全てについて一括して書面交付請求の取次ぎを行うことを禁止するものでない。したがって、株主においては、窓口が口座管理機関に限定されることがなくなるという点や、銘柄単位で書面交付請求をすることも認められることとなる点において、B案に比べて利便性が高くなるという考え方もあり得る。また、株主名簿管理人に直接請求する株主も想定されることからすると、仮に、A案のように銘柄ごとに書面交付請求をすることができるものとする場合であっても、B案と比較して口座管理機関の負担が大きくなると一概に言うことはできないものと考えられる。

なお、当部会においては、口座管理機関が書面交付請求の受付等に要するコストについ

て、発行会社も適切に負担すべきであるという指摘もされているが、A案においては、口座管理機関が書面交付請求の取次ぎを銘柄ごとに行うこととなることから、B案に比較すると、発行会社との間でコスト負担の取決めをすることが容易になるとも考えられる。

(2) 及び について

A案において、書面交付請求は、株主総会ごとにされるものでなく、株主は、一度書面交付請求をすれば、別途撤回をしない限り、その後の全ての株主総会に係る電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求しているものと取り扱われることを想定している。これは、A案においては、株主は書面交付請求を株主総会の招集の通知の受領の前（株式会社が基準日を定めたときは、当該基準日まで）にしなければならないことが想定されているが、臨時株主総会等の場合には、株主が株主総会の招集の通知の受領の前に株主総会の招集の決定がされたことを知ることは通常困難であることを踏まえたものである。もっとも、パブリックコメントにおいては、このような規律とすることにより書面交付請求をした株主が累積していくのではないかという懸念が示されており、当部会においては、この懸念に対処するために、書面交付請求に一定の有効期間を定めるべきであるという指摘もされている。

そこで、A案においては、書面交付請求を受けた日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が終結した場合には、株式会社は、当該株主に対し、1か月以上の期間を定めて、その期間内に当該書面交付請求を撤回するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができるものとし（A案）、当該株主がその期間内に確答を発しないときは、当該書面交付請求を撤回したものとみなすものとしている（A案）。

当部会においては、有効期間を1年間とすることが考えられるという指摘もあったが、他方で、書面を欲する場合に基準日までに毎年書面交付請求をしなければならないものとするのは株主にとって過度に煩雑となるため望ましくないという指摘もあり、前者の指摘のように有効期間を短くすることは相当でないと考えられる。

なお、A案の催告は株式会社の義務ではなく、あくまでもの効果を発生させるための要件として必要となるものである。

2 B案について

B案は、株主は保有する全ての銘柄についてのみ書面交付請求をすることができるものとする案であり、共通番号参考案（[参考資料|28](#) 4頁以下）を基にした案である。なお、B案においても、A案と同様に、書面交付請求をする権利は、少数株主権等（振替法第147条第4項）には該当しないことを前提としている。

B案においては、株主が書面交付請求をするため（厳密には、書面交付請求をした株主であるとみなされるため）には、振替口座を開設した口座管理機関に対してその旨の申出をしなければならず、株主名簿管理人に対してその旨の申出をすることはできないものとしている。

当部会においては、個々の発行会社が電子化を推進させるインセンティブを与えることを可能とするような仕組みが望ましいという指摘がされている。しかし、B案においては、書面交付請求の撤回についても、全ての銘柄についてのみすることができ、かつ、口座管理機関に対して申出をする必要があることとなることから、株主による書面交付請求の撤回を促

すために発行会社が努力することを期待しにくいと考えられる。他方で、A案においては、書面交付請求の撤回についても、銘柄ごとにすることができ、かつ、口座管理機関を経由する必要もないことから、発行会社が努力することも一定程度期待することができると考えられる。

また、B案においても、株主は書面交付請求を株主総会の招集の通知の受領の前（株式会社が基準日を定めたときは、当該基準日まで）にしなければならず、書面交付請求は、株主総会ごとにされるものでないことを前提としているから、A案と同様に、書面交付請求をした株主が累積していくのではないかという懸念が妥当する。そして、B案においては、本来は保有する銘柄の一部についてのみ書面交付請求をすることを希望する者が書面交付請求をした場合においても全ての銘柄について書面交付請求をしなければならないこととなるため、A案と比較してこのような懸念は一層大きくなるものと考えられる。他方で、B案においては、株主は保有する全ての銘柄についてのみ書面交付請求をすることとすることから、その有効期間についても、全ての銘柄について同一の期間となる。仮に、書面交付請求を一定の期間経過等により撤回したものとみなすものとする場合には、株主にとって不意打ちとならないように、B案においても、当該期間の経過等を、A案のように、事前に株主に対して通知する必要があると考えられるが、B案による場合には、その通知を行うものとして適切なものを定めることが困難であると考えられる。例えば、全ての銘柄の発行会社において当該通知を行うものとするのは過度に煩雑であると考えられるし、振替機関や口座管理機関において当該通知を行うものとするについても、それに要する実務上の負担等を慎重に検討する必要があると考えられる。なお、当部会においては、有効期間を1年間とすれば、当該期間の経過等を事前に株主に対して通知する必要はなくなるのではないかという指摘がされている。しかし、有効期間を短くすることについての懸念は上記1でも述べたとおりであり、また、当部会においては、B案による場合には、有効期間を1年間にしたとしても、銘柄ごとに定時株主総会の開催時期が異なると、同一の年に開催される定時株主総会であっても有効な書面交付請求があるものとされるものとそうでないものが混在することとなり、投資家を混乱させるおそれがあるのではないかという指摘もされている。

なお、当部会においては、インターネットを利用することが困難な株主の利益を保護するという書面交付請求の趣旨からすると、A案のように銘柄ごとに書面交付請求をすることができるものとするまでの必要はなく、B案のように株主は保有する全ての銘柄についてのみ書面交付請求をすることができるものとする案を支持する意見もあった。しかし、当部会においては、インターネットを利用することができるけれども、インターネットを利用することに負担等を感じることを理由として書面の交付を希望する者であっても、広い意味ではデジタル・ディバイドにより不利益を被る者であると考えらるべきであり、書面交付請求の趣旨を、インターネットを利用することが困難な株主を保護するためだけのものと考えらるべきでないという指摘もされている。

2 EDINETを使用する場合の特例

次のような規律を設けるものとするので、どうか。

金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有

価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社が、電子提供措置開始日までに電子提供措置事項（定時株主総会に係るものに限り、議決権行使書面に記載すべき事項を除く。）を記載した有価証券報告書（添付書類及びこれらの訂正報告書を含む。）の提出の手続をE D I N E T（金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行った場合には、取締役は、当該電子提供措置事項について、電子提供措置をとることを要しない。

の場合には、書面又は電磁的方法による株主総会の招集の通知には、E D I N E Tのホームアドレス等の適切な事項を記載し、又は記録しなければならない。

（注） E D I N E Tのホームアドレス以外に記載すべき事項として、どのようなものが考えられるか。

（補足説明）

本文は、E D I N E Tを使用する場合の特例に関するものである。 において、「提出の手続」をE D I N E Tを使用して行った場合の特例としており、株式会社は当該有価証券報告書の提出の手続をE D I N E Tを使用して行えば足りることから、中断に関する救済規定は要しないことを想定している。また、「電子提供措置をとることを要しない」としていることから、電子提供措置がとられているかどうかの調査をする義務もないことを想定している。

また、 において、議決権行使書面に記載すべき事項は「電子提供措置事項」から除外していることから、この特例の適用がある場合であっても、原則として、議決権行使書面に記載すべき事項については、電子提供措置を採らなければならないことを想定している。しかし、試案のとおり、会社法第299条第1項の通知に際して、株主に対し、議決権行使書面を交付する場合には、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については電子提供措置を採ることを要しないものとなることを想定している（試案第1部第1の2（イ）の（注））。

なお、当部会においては、投資家等の一般国民は、インターネットを通してE D I N E Tを使用して提出された有価証券報告書等の記載内容にアクセスすることが現在認められているが、これに法的な裏付けはなく、実際は、行政上のサービスとして実施されているにすぎないのではないかという指摘がされている。このような特例を定める場合には、E D I N E Tへの公衆からのインターネットを通じたアクセスについての法的な位置付けを明確にする必要があるとも考えられる。

第2 株主提案権

定款の変更に関する議案の数の数え方について、次のいずれかの案のとおりとすることについて、どのように考えるか。

【A案】 定款の変更に関する議案であって、複数の事項をその内容とするものについては、当該複数の事項ごとに別個に可決又は否決されたとすれば当該複数の事項相互間の整合性を欠くこととなるおそれがあるときは、まとめて一の議案として、その数を数えるものとする。

(注) A案の数え方には、さらに、提案の内容のみに着目して整合性を欠くこととなるおそれがあるかどうかを判断するものとする考え方(A-1案)と、提案の内容のみならず提案の理由の内容も踏まえて整合性を欠くこととなるおそれがあるかどうかを判断するものとする考え方(A-2案)とがあり得る。

【B案】 定款の変更にに関する議案については、その内容において密接に関連する事項ごとに区分して、その数を数えるものとする。

(補足説明)

1 定款の変更にに関する議案の数の数え方

当部会においては、定款の変更にに関する議案の数の数え方についての具体的な判断基準として、例えば、() いずれか一方の提案が他方の提案を論理的に前提とする関係にあり、分けて審議すべきでないと考えられる場合にのみ関連性があるものとして一の議案として数えるものとする考え方や、() 上記() の場合のみならず、株主が通知した提案の理由の内容も踏まえ、いずれか一方の提案が他方の提案と密接に関連すると合理的に認められる場合についても関連性があるものとして一の議案として数えるものとする考え方等について、どのように考えるかが議論された。

上記() の考え方については、上記() の考え方に比べて解釈の余地が小さいため、当部会においては、明確性という観点から一定の評価を示す意見もあったが、一方の提案が他方の提案を論理的な前提としている場合のみならず、一方の提案が可決され、かつ、他方の提案が否決された場合において、整合性を欠くこととなるようなときについても、両提案の間に関連性を認めるべきであるという指摘もされた。他方で、上記() の考え方については、判断基準として不明確であり、会社が関連性の有無を判断することが難しいことなどを指摘する意見があったが、上記() の考え方では関連性が認められる範囲が狭過ぎるとすると、上記() の考え方のように考えるほかないのではないかという意見もあった。

そこで、本文では、以上のような具体的な判断基準についての指摘等を踏まえ、考えられる定款の変更にに関する議案の数の数え方について、A案及びB案として、二つの考え方を掲げている。

A案は、複数の事項をその内容とする定款の変更にに関する議案については、当該複数の事項ごとに別個に可決又は否決されたとすれば整合性を欠くこととなるおそれがあるときは、まとめて一の議案として、その数を数えるものとするという数え方である。いずれか一方の提案が可決され、かつ、他方の提案が否決された場合において、整合性を欠くこととなるおそれがあるときは、両提案の間に関連性を認め、両提案をまとめて一の議案として数えることを想定している。なお、A案の数え方には、さらに、提案の内容のみに着目して整合性を欠くこととなるおそれがあるかどうかを判断するものとする考え方(A-1案)と、提案の内容のみならず提案の理由の内容も踏まえて整合性を欠くこととなるおそれがあるかどうかを判断するものとする考え方(A-2案)とがあり得る。

B案は、定款の変更にに関する議案については、その内容において密接に関連する事項ごとに区分して、その数を数えるものとするという数え方である。株主が通知した提案の理由の

内容も踏まえ、いずれか一方の提案が他方の提案とその内容において密接に関連すると合理的に認められる場合には、両提案の間に関連性を認め、両提案をまとめて一の議案として数えることを想定している。

2 具体的な定款変更の事例に基づく検討

これらの数え方についてどのように考えるかを議論するに当たっては、具体的な定款変更の事例を前提として、これらの数え方による場合に、どのような差異を生ずるかを踏まえて議論することが有益であると考えられる。

そこで、以下では、各事例について、これらの数え方による場合における議案の数について検討している。

<事例>

【提案の内容】 (a)監査等委員会の設置とそれに伴う規定の整備を行う旨の提案と(b)監査役及び監査役会の廃止とそれらに伴う規定の整備を行う旨の提案

【提案の理由】 「モニタリング・モデルに移行し、取締役会による監督機能を強化するため」

【提案の内容】 S社の定款の事業目的に(a)貸金業を追加する旨の提案と(b)不動産管理業を追加する旨の提案

【提案の理由】 「貸金業及び不動産管理業を行うD社を吸収合併するに当たって、S社がD社の権利義務を包括的に承継することとなることから、D社の事業を一括してS社の定款の事業目的に追加するため」

【提案の内容】 取締役の員数の枠に余裕がない会社における(a)取締役の員数の枠を拡大する旨の提案と(b)社外取締役と責任限定契約を締結することができるという定めを設ける旨の提案

【提案の理由】 「現任の役員は維持しつつ、将来的に新たに有能な社外取締役を外部から招へいすることができるように環境を整備するため」

(1) 上記の事例について

A案の数え方による場合

会社法上、監査等委員会設置会社は監査役を置いてはならないこととされているから(同法第327条第4項)、監査等委員会の設置を行う旨の提案は監査役及び監査役会の廃止を当然に予定したものということができ、少なくとも(a)が可決された場合において、(b)が否決されたときは、整合性を欠くこととなる。

したがって、提案の理由の内容いかんにかかわらず、(a)又は(b)のいずれか一方の提案が可決され、かつ、他方の提案が否決された場合において、整合性を欠くこととなるおそれがあるときに当たるということができるため、A案の数え方による場合には、A-1案及びA-2案のいずれの考え方による場合であっても、(a)及び(b)は、まとめて一の議案として数えるべきこととなるものと思われる。

B案の数え方による場合

上記のとおり、(a)は(b)を当然に予定したものである。したがって、(a)と(b)はその内容において密接に関連すると合理的に認められる場合に当たるということができるため、B案の数え方による場合であっても、(a)及び(b)は、まとめて一の議案として数

えるべきこととなるものと思われる。

(2) 上記の事例について

A案の数え方による場合

(A - 1案)

提案の内容のみに着目すれば,(a)と(b)は,S社の定款の事業目的に別個の事業を追加する提案にすぎない。したがって,(a)又は(b)のいずれか一方の提案が可決され,かつ,他方の提案が否決された場合であっても,整合性を欠くこととなるおそれがあるときに当たるということができないため,A - 1案の考え方による場合には,(a)及び(b)は,別個の議案として数えるべきこととなるものと思われる。

(A - 2案)

上記の事例における提案は,D社を吸収合併するに当たって,S社がD社の権利義務を包括的に承継することとなることから,D社の事業である貸金業及び不動産管理業を一括してS社の定款の事業目的に追加するためにされたものである。D社の事業のうち,いずれか一方の事業のみをS社の定款の事業目的に追加したとしても,他方の事業をS社の定款の事業目的に追加しないこととなれば,D社の事業を一括してS社の定款の事業目的に追加したことにならない。したがって,上記の事例における提案の理由の内容も踏まえれば,(a)又は(b)のいずれか一方の提案が可決され,かつ,他方の提案が否決された場合において,整合性を欠くこととなるおそれがあるときに当たるということができるため,A - 2案の考え方による場合には,(a)及び(b)は,まとめて一の議案として数えるべきこととなるものと思われる。

B案の数え方による場合

上記のとおり,上記の事例における提案は,D社を吸収合併するに当たって,S社がD社の権利義務を包括的に承継することとなることから,D社の事業である貸金業及び不動産管理業を一括してS社の定款の事業目的に追加するためにされたものである。(a)と(b)は,いずれもD社の事業の一部をS社の定款の事業目的に追加するという提案であるから,上記の事例における提案の理由の内容も踏まえれば,(a)と(b)はその内容において密接に関連すると合理的に認められる場合に当たるということができるため,B案の数え方による場合であっても,(a)及び(b)は,まとめて一の議案として数えるべきこととなるものと思われる。

(3) 上記の事例について

A案の数え方による場合

(A - 1案)

提案の内容のみに着目すれば,(a)と(b)は,独立した事項についての提案である。したがって,(a)又は(b)のいずれか一方のみが可決され,かつ,他方が否決された場合において,整合性を欠くこととなるおそれがあるときに当たるということはできないため,A - 1案の考え方による場合には,(a)及び(b)は,別個の議案として数えるべきこととなるものと思われる。

(A - 2案)

上記の事例は,現時点で有能な社外取締役を外部から招へいすること自体を目的とす

る提案ではなく、将来的に有能な社外取締役を外部から招へいすることができるように環境を整備することを目的とする提案である。このような目的との関係においては、(a)により、現任の役員に加え、更に社外から有能な人材を招へいすることを物理的に可能にすることと、(b)により、社外取締役として期待される役割を十分に発揮することができるように責任を限定することとは、いずれもそれぞれ有用な事項ではあるが、上記の事例における(a)と(b)との関係とは異なり、いずれかの事項のみでは可決されたとしても意味がない、又は支障を来たすというような性質のものではない。したがって、上記の事例における提案の理由の内容も踏まえれば、(a)又は(b)のいずれか一方の提案のみが可決され、かつ、他方の提案が否決された場合において、整合性を欠くこととなるおそれがあるときに当たるということはできないものと考えられるため、A-2案の考え方による場合には、(a)及び(b)は、別個の議案として数えるべきこととなるものと思われる。

B案の数え方による場合

上記のとおり、(a)と(b)は、現任の役員は維持しつつ、将来的に新たに有能な社外取締役を外部から招へいすることができるように環境を整備するという目的との関係では、いずれもそれぞれ有用な提案であり、一つの目的のための提案であると評価することができる。上記の事例における提案の理由の内容も踏まえれば、(a)と(b)はその内容において密接に関連すると合理的に認められる場合に当たり得ると考えられ、その場合には、B案の数え方によれば、(a)及び(b)は、まとめて一の議案として数えるべきこととなると思われる。

第3 取締役の報酬等

会社法制（企業統治等関係）部会資料|20 第1の4(1)乙案及び(2)乙案（以下単に「乙案」と総称する。）のような見直しをするものとするについて、どのように考えるか。

（注） 募集株式と引換えに金銭の払込みを要しない旨を募集事項として定めて行う株式の発行及び当該新株予約権の行使に際してする出資を要しない旨をその内容とする新株予約権の行使があった場合に増加する資本金及び資本準備金の額の合計額は、株主となる取締役が提供した役務の対価の額とするものとする。どうか。例えば、ストック・オプション等に関する会計基準（企業会計基準第8号）を参考とすると、次のようなものとするのが一案として考えられる（なお、以下では、議論を単純にするため、自己株式の処分ではなく、募集株式の発行であることを前提としている。）。

1 いわゆる事前交付型の株式報酬

当該株式を付与し、これに応じて発行会社が取締役から提供を受ける役務は、その提供に応じて費用として計上し（企業会計基準第8号第4項参照）、対応する金額を資本金又は資本準備金として計上する。

各会計期間における費用計上額は、当該株式の公正な評価額のうち、対象期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき当期に発生したと認められる額として算定する（企業会計基準第8号第5項参照）。

付与日から権利確定日の直前までの間に、権利不確定、すなわち当該株式の無

償取得の見積数に重要な変動が生じた場合や、権利確定日において無償取得の数が確定した場合において、費用の戻入れをする必要がある場合には（企業会計基準第8号第7項(2)(3)参照）、対応する金額をその他資本剰余金から減額する。

2 いわゆる事後交付型の株式報酬

当該株式の交付を受けることができる権利については、株式等交付請求権（会社計算規則第55条第8項）と同様に、新株予約権に準じて取り扱い、実際に株式会社が株式を発行するまでの間は、株主資本の額を変動させない。

3 当該新株予約権の行使に際してする出資を要しない旨をその内容とする新株予約権

行使時における当該新株予約権の帳簿価額を基に、資本金等増加限度額を定める（会社計算規則第17条参照）。

[参考 **会社法制（企業統治等関係）部会資料|20** 第1の4]

4 株式報酬等

(1) 株式

前記2のような見直しをするものとする場合において、次の案について、どのように考えるか。【65頁以下】

【甲案】 株式会社が前記2に掲げる事項についての定款の定め又は会社法第361条第1項の株主総会の決議による定めに従い取締役に対して当該株式会社の株式を交付しようとする場合における同法第199条第1項の募集については、募集事項として、募集株式と引換えに金銭の払込みを要しない旨を定めることができるものとする。この場合においては、当該取締役以外の者は、当該株式を引き受けることができないものとする。

【乙案】 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社に限ってA案のような規律を認めるものとする。

(2) 新株予約権

前記2のような見直しをするものとする場合において、次の案について、どのように考えるか。【65頁以下】

【甲案】 株式会社が前記2に掲げる事項についての定款の定め又は会社法第361条第1項の株主総会の決議による定めに従い取締役に対して当該株式会社の新株予約権を交付しようとする場合においては、当該新株予約権の行使に際してする出資を要しない旨をその内容とすることができるものとする。この場合においては、当該取締役以外の者は、当該新株予約権を行使することができないものとする。

【乙案】 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社に限ってA案のような規律を認めるものとする。

(3) 資本金の額及び資本準備金の額

前記(1)又は(2)のような見直しをするものとする場合には、前記(1)の方法による株式の発行及び前記(2)の新株予約権の行使があった場合に増加する資本金及び資本準備金の額の合計額は、株主となる取締役が提供した役務の対価の額とするものとするについて、どのように考えるか。【65頁以下】

(補足説明)

1 本文について

本文においては、乙案のような見直しをするものとするについて、どのように考えるかを論点として掲げている。当部会においては、上場会社に限定するのであれば、濫用の懸念も相当程度払拭されることから、乙案に賛成するという意見が一定程度あった。なお、当部会においては、現在の実務において特段の不都合はなく、見直しをする必要がないという指摘もあったが、他方で、取り分け、会計処理や資本金の額及び資本準備金の額の計上をめぐって、実務上の問題点があるため、見直しをする必要があるという指摘もあった。

2 (注)について

(注)は、乙案のような見直しをするものとするときにおける資本金等の取扱いに関するものである。株式の発行時における株主資本の額の取扱いは、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行も踏まえて検討する必要があるが、報酬等として取締役に対して当該株式会社の株式を交付しようとする場合について妥当する明確な会計基準は存在しない。(注)においては、仮に、企業会計基準第8号を参考にすることとした場合に考えられる会計処理の一案を記載している。

(1) いわゆる事前交付型の場合

ア 及び について

ストック・オプションとして発行された新株予約権の場合には、計上した費用の額に対応して新株予約権を増額することとされている(企業会計基準第8号第4項)。

他方で、事前交付型の場合には、付与時に株式が発行されることとなることから、通常の募集株式の発行と同様に、計上した費用の額に対応して資本金及び資本準備金を増額するものとするのが考えられる。なお、通常の募集株式の発行の場合には、発行時に資本金及び資本準備金を増額することとなるが、事前交付型の場合には、発行後、各会計年度ごとに費用の計上に対応して資本金及び資本準備金を増額するものとするのが考えられる。

イ について

ストック・オプションとして発行された新株予約権の場合には、費用の額の算定において、失効する数の見積りを行うこととされ(企業会計基準第8号第6項(2)ただし書、第7項(1))、失効の見積りに重要な変動が生じたときや、権利確定日において権利の確定したストック・オプションの数が判明したときには、それに伴い、費用の戻入れをすることになることがある(企業会計基準第8号第7項(2)(3))。そして、ストック・オプションとして発行された新株予約権の場合には、このような費用の戻入れに対応して新株予約権を減額することとされている(企業会計基準第8号第4項)。

これと同様に、事前交付型についても、勤務条件や業績条件が不達成の場合に株式会社が当該株式の全部又は一部を没収することが予定されている場合には、計上する費用の額の算定において没収される数の見積りをする必要があると考えるのであれば、没収の見積数の変動により、費用の戻入れをする必要が生ずることが想定される。この戻入れの額に対応する会計処理としては、資本金及び資本準備金を減額するものとするとも考えられるが、債権者保護手続等の手続を要せずこのように資本金及び資本準備金を減額するものとするとは相当でないとも考えられる（会社計算規則第25条第2項、第26条第2項参照）。そこで、会計処理上このように費用の戻入れをする必要がある場合には、資本金及び資本準備金ではなく、その他資本剰余金の額を減額するものとする考えられる。

なお、自己株式の処分又は消却の結果、その他資本剰余金の残高が負の値となった場合には、会計期間末において、その他資本剰余金を零とし、当該負の値をその他利益剰余金から減額することとされている（企業会計基準第1号第12項）。もっとも、少なくとも、権利確定日までの間においては、会計処理の結果、一旦はその他資本剰余金が零となったとしても、その後、再度見積数の見直しによって、減額したその他資本剰余金を増額する可能性もあることから、事前交付型についても企業会計基準第1号第12項と同様の会計処理をするかどうかについては別途検討を要するものと考えられる。

(2) いわゆる事後交付型の場合

事後交付型の場合には、通常、一定の金銭の支払や株式の交付のための権利行使を要しないで、一定の条件の達成により株式の交付を受けることが予定されていることから、企業会計基準第8号第2項(2)に規定するストック・オプションや、会社計算規則第55条第8項に規定する株式等交付請求権には該当しないものの、これらに準じた会計処理をすることが考えられる。このような会計処理をする場合には、実際に株式会社が株式を発行するまでの間は、株主資本の額を変動させず、新株予約権に準ずる科目として計上し、株式が発行されたときに、当該科目に計上された帳簿価額を基準として資本金等増加限度額を定めるものとする考えられる（同条第9項参照）。

(3) 当該新株予約権の行使に際してする出資を要しない旨をその内容とする新株予約権

行使に際してする出資が存在しないという点以外については、通常の新株予約権と変わらず、基本的に通常の新株予約権と同様の会計処理をすることが考えられる（会社計算規則第17条参照）。